第１節　地震に強いまちづくり

全　部

第１　基本方針

村内における構造物・施設等について、村は、国の防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第２　計画の内容

１　地震に強い村土づくり

⑴　総合的計画策定上の配慮

総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

⑵　基幹的施設の整備上の配慮

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努める。

⑶　土地保全機能の維持増進

土砂災害対策の推進及び森林育成などによる地域の土地保全に努め、公益的機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

⑷　効果的、効率的な地震対策の推進

地域の特性を踏まえた被害想定に基づく減災目標を策定し、関係機関、住民と一体となった、効果的、効率的な地震対策に努める。

２　地震に強いまちづくり

村は、次の計画により地震に強いまちの形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。

⑴　災害応急対策等への備え

ア　被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

イ　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

⑵　建築物等の安全化

村は、「高山村住宅・建築物耐震化促進計画」等に基づき、村内の建築物の耐震性能の確保を推進する。

ア　不特定多数の者が利用する建築物、学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、

数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守の指導等に努める。

ウ　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ　建築物の付属物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

⑶　ライフライン施設等の機能の確保

ア　上下水道施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等、人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

イ　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

⑷　地質、地盤の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

⑸　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

第２節　情報の収集・連絡体制計画	（第２編 風水害対策編の54頁参照）
第３節　活動体制計画	（第２編 風水害対策編の56頁参照）
第４節　広域相互応援計画	（第２編 風水害対策編の57頁参照）
第５節　救助・救急・医療計画	（第２編 風水害対策編の59頁参照）
第６節　消防活動計画	（第２編 風水害対策編の81頁参照）
第７節　水防活動計画	（第２編 風水害対策編の83頁参照）
第８節　災害時要援護者計画	（第２編 風水害対策編の85頁参照）
第９節　緊急輸送計画	（第２編 風水害対策編の88頁参照）
第10節　障害物の処理計画	（第２編 風水害対策編の89頁参照）
第11節　避難収容活動計画	（第２編 風水害対策編の90頁参照）
第12節　孤立防止対策計画	（第２編 風水害対策編の116頁参照）

上記、第２節～第12節については、「第２編　風水害対策編」の「第１章　災害予防計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第13節　食料品等の備蓄・調達計画	（第２編 風水害対策編の118頁参照）
第14節　給水計画	（第２編 風水害対策編の120頁参照）
第15節　生活必需品の備蓄・調達計画	（第２編 風水害対策編の121頁参照）
第16節　危険物施設等災害予防計画	（第２編 風水害対策編の141頁参照）
第17節　電気施設災害予防計画	（第２編 風水害対策編の142頁参照）
第18節　上水道施設災害予防計画	（第２編 風水害対策編の143頁参照）
第19節　下水道施設災害予防計画	（第２編 風水害対策編の144頁参照）
第20節　通信・放送施設災害予防計画	（第２編 風水害対策編の145頁参照）
第21節　災害広報計画	（第２編 風水害対策編の146頁参照）
第22節　土砂災害等の災害予防計画	（第２編 風水害対策編の147頁参照）

上記、第13節～第22節については、「第２編　風水害対策編」の「第１章　災害予防計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第23節　建築物災害予防計画

総務課　建設水道課　教育委員会

第１　基本方針

村は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「高山村住宅・建築物耐震化促進計画」等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第２　計画の内容

１　公共建築物

⑴　村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

公共建築物の中には災害応急活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

⑵　防火管理者の設置

学校、工場等消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、須坂市消防本部の指導により、防火管理者を設置し、火災に備える。

⑶　緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

２　一般建築物

村は、「高山村住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、住宅等の耐震化を推進する。

⑴　耐震診断・耐震補強の促進

村内全域を対象地域として、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19～23年度）を取り入れ、住宅及び避難施設となる建築物の耐震診断・耐震補強に取り組む。

⑵　住民への周知等

ア　啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、住民に対し、耐震診断・耐震補強の必要性について周知を図る。

イ　耐震診断・耐震補強に関する相談に対応するため、総務課に「耐震改修相談窓口」を設置する。

ウ　県と連携し、自主防災会等が催す研修会等に職員を派遣し、耐震診断・耐震補強の必要性について直接説明する。

⑶　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村は、これらの制度の普及促進に努める。

３　落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。村は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

４　文化財及び景観重要建造物

村内の指定文化財等については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財等の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財等の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

⑴　所有者又は管理者に対して、文化財等の管理保護についての指導と助言を行う。

⑵　防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

第24節　道路及び橋梁災害予防計画　（第２編 風水害対策編の150頁参照）

第25節　河川施設等災害予防計画　（第２編 風水害対策編の171頁参照）

第26節　ため池災害予防計画　（第２編 風水害対策編の171頁参照）

上記、第24節～第26節については、「第２編　風水害対策編」の「第１章　災害予防計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第27節　農林産物災害予防計画

産業振興課

第１　基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、果樹支柱等生産施設の損壊や倒木等の被害、農産物集出荷貯蔵施設、農林産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。このため、村は、予防技術・対策の周知徹底を図るとともに、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保を推進する。

第２　計画の内容

１　農産物災害予防計画

村は、生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等の協力を得て、予防技術の周知徹底を図る。

また、集出荷貯蔵施設等について、施設管理者による耐震診断と補強工事を推進する。

⑴　農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

⑵　生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

２　林産物災害予防計画

倒木等の被害防止のため、今後も適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導していく。

村は、林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する。

⑴　村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

⑵　森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第28節　積雪期の地震災害予防計画

総務課　産業振興課　建設水道課

第１　基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第２　活動の内容

１　雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的・継続的な推進により確立されるものである。

このため、第４編第１節「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

２　道路交通の確保

⑴　村は、地震発生時に道路交通を緊急に確保し、道路機能を確保できるよう、除雪体制を整備する。

⑵　村は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

３　航空輸送の確保

村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

４　雪崩予防計画

村は、雪崩危険箇所の所在について住民に周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

５　家屋倒壊の防止

⑴　村は、積雪による災害を防止するため、建築物の所有者等に対し、安全対策を周知する。

⑵　村は、雪に強い住宅の普及を行う。

６　消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約される状態になることが予想される。

このため、村及び消防本部は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

７　避難場所及び避難路の確保

村は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

⑴　地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

⑵　避難誘導のための標識は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の

影響を考慮して設置する。

⑶　大型重機による除排雪が困難な地区について、小型除雪機の配置・増強や重点的な消融雪施設等の整備を図る。

８　寒冷対策の推進

⑴　村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

⑵　村は、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

９　スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念される。

また、スキー場は、山間地にあるため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。

村は、第２編第１章第13節「孤立防止対策計画」に準じて、スキー場の予防対策を実施する。

また、スキー場事業者に対して、スキー客に対する食料・燃料・医薬品の備蓄について指導する。

第29節　二次災害の予防計画

総務課　建設水道課

第１　基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

第２　計画の内容

１　建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

⑴　建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められている。

村は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物・宅地の判定が行えるよう、受入れ体制を整備する。

⑵　道路・橋梁関係

村は、地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

⑴　危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化に努める。

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ　立入検査の実施等指導の強化

ウ　防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ　自衛消防組織の強化についての指導

オ　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

⑵　その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害予防については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導を徹底する。

３　河川施設の二次災害予防対策

村は、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

地震災害時においては、地震動に伴う地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び渓流における土石流の発生などの危険性がある。村は、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

第30節　防災知識普及計画　（第２編 風水害対策編の174頁参照）

第31節　防災訓練計画　（第２編 風水害対策編の177頁参照）

第32節　災害復旧・復興への備え　（第２編 風水害対策編の179頁参照）

第33節　自主防災組織等の育成に関する計画　（第２編 風水害対策編の180頁参照）

第34節　企業防災に関する計画　（第２編 風水害対策編の181頁参照）

第35節　ボランティア活動の環境整備（第２編 風水害対策編の182頁参照）

上記、第30節～第35節については、「第２編　風水害対策編」の「第１章　災害予防計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第36節　震災対策に関する調査研究及び観測

全　部

第１　基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

第２　計画の内容

１　地震に関する情報の収集

村は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの蓄積に努める。

２　地震被害想定調査

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した地震被害想定調査の結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その地震被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第１節　災害情報の収集・連絡活動

全　部

第１　基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

第２　活動の内容

具体的な計画については、第２編第２章第２節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、地震情報等の伝達については、次のとおりである。

１　地震情報等の伝達

⑴　緊急地震速報の伝達

長野県の北部地域において、最大震度４以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、村防災行政無線が自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。

⑵　地震情報等の住民への伝達

村内で震度４以上の地震が発生したときには、村防災行政無線等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、村の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

２　気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報

⑴　緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

ア　緊急地震速報（警報）

最大震度５弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

イ　緊急地震速報（予報）

最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

⑵　震度速報

震度３以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約２分で、震度３以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

⑶　地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波警報・注意報を行う必要がないことが分かった時

点で発表する情報

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

⑷　地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度３以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度４以上、その他の都道府県で震度５弱以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度３以上が観測された市町村名からなる。

また、震度５弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

⑸　地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度１以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報

⑹　各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度１以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度５弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

第２節　非常参集職員の活動

全　部

第１　基本方針

村は、村内に地震が発生した場合等において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

第２　活動の内容

具体的な計画については、第２編第２章第３節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、職員の配備体制は、次のとおりとする。

（地震が発生したときの人の体感や屋内外の状況等を例示した震度階級関連解説表については、**資料８－２**を参照のこと。）

種　別	配　備　基　準	配　備　要　員
警戒配備	１　高山村で震度４の地震が発生したとき。 ２　東海地震注意情報が発表され、村長が必要と認めるとき。 ３　その他、村長が必要と認めたとき。	○課長職の職員 ○係長職以上の職員 ○必要により指名された職員
非常配備	１　高山村で震度５弱以上の地震が発生したとき。 ２　東海地震予知情報（警戒宣言）が発表され、村長が必要と認めるとき。 ３　村域において、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。 ４　その他、村長が必要と認めたとき。	○全職員

第３節　広域相互応援活動	（第２編 風水害対策編の295頁参照）
第４節　ヘリコプターの運用計画	（第２編 風水害対策編の298頁参照）
第５節　自衛隊災害派遣活動	（第２編 風水害対策編の321頁参照）
第６節　救助・救急・医療活動	（第２編 風水害対策編の325頁参照）
第７節　消防活動	（第２編 風水害対策編の327頁参照）
第８節　水防活動	（第２編 風水害対策編の328頁参照）
第９節　災害時要援護者に対する応急活動	（第２編 風水害対策編の330頁参照）
第10節　緊急輸送活動	（第２編 風水害対策編の332頁参照）
第11節　障害物の処理活動	（第２編 風水害対策編の352頁参照）
第12節　避難収容活動	（第２編 風水害対策編の354頁参照）

上記、第３節～第12節については、「第２編　風水害対策編」の「第２章　災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第13節　孤立地域対策活動	（第２編 風水害対策編の381頁参照）
第14節　食料品等の調達供給活動	（第２編 風水害対策編の383頁参照）
第15節　飲料水の調達供給活動	（第２編 風水害対策編の385頁参照）
第16節　生活必需品の調達供給活動	（第２編 風水害対策編の387頁参照）
第17節　保健衛生、感染症予防活動	（第２編 風水害対策編の389頁参照）
第18節　行方不明者の捜索及び死体処置等の活動	（第２編 風水害対策編の411頁参照）
第19節　廃棄物の処理活動	（第２編 風水害対策編の413頁参照）
第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	（第２編 風水害対策編の415頁参照）
第21節　危険物施設等応急活動	（第２編 風水害対策編の416頁参照）
第22節　電気施設応急活動	（第２編 風水害対策編の418頁参照）

上記、第13節～第22節については、「第２編　風水害対策編」の「第２章　災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第23節　上水道施設応急活動　（第２編 風水害対策編の419頁参照）

第24節　下水道施設応急活動　（第２編 風水害対策編の420頁参照）

第25節　通信・放送施設応急活動　（第２編 風水害対策編の441頁参照）

第26節　災害広報活動　（第２編 風水害対策編の442頁参照）

第27節　土砂災害等応急活動　（第２編 風水害対策編の444頁参照）

上記、第23節～第27節については、「第２編　風水害対策編」の「第２章　災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第28節　建築物災害応急活動

総務課　建設水道課　教育委員会

第１　基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第２　活動の内容

１　公共建築物

⑴　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

⑵　村は、庁舎、社会福祉施設、診療所、村立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

⑶　村は、被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

２　一般建築物

⑴　村は、被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。

⑵　災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

⑶　必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

⑷　建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

３　文化財及び景観重要建造物

⑴　文化財

村教育委員会は、村内に災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

⑵　景観重要建造物

ア　景観重要建造物の所有者又は管理者は、当該施設に被害が発生した場合、その被害の概況等について村に報告する。

イ　村は、イの報告を受けたときは、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第29節　道路及び橋梁応急活動　（第２編 風水害対策編の446頁参照）

第30節　河川施設等応急活動　（第２編 風水害対策編の447頁参照）

上記、第29節・第30節については、「第２編　風水害対策編」の「第２章　災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第31節　二次災害防止活動

総務課　建設水道課

第１　基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第２　活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

⑴　村は、余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、交通規制やう回道路の選定等を行う。

⑵　村は、二次災害を防止し、かつ他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。

２　建築物に係る二次災害防止対策

⑴　村は、建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、長野地方事務所建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。

ア　応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

イ　被災地域への派遣手段の確保及び案内

ウ　応急危険度判定士との連絡手段の確保

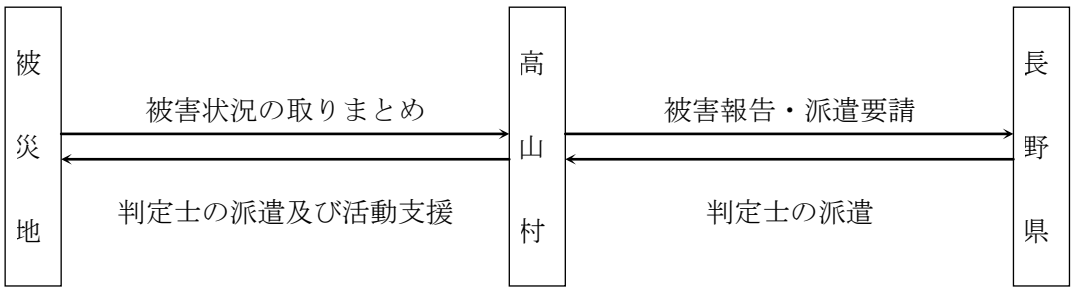

⑵　村は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について、立入禁止等の措置をとる。

３　危険物施設等に係る二次災害防止対策

⑴　危険物関係（**資料３－２**）

村は、消防本部及び関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア　危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

⑵ その他

村は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害防止活動については、消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

４ 河川施設の二次災害防止対策

村は、河川施設の二次災害予防のための措置を講ずる。

⑴ 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

⑵ 災害防止のため、応急工事を実施する。

⑶ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

⑷ 必要に応じて、水防活動を実施する。

５ 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

村は、県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第32節 ため池災害応急活動 （第２編 風水害対策編の449頁参照）

第33節 農林産物災害応急活動 （第２編 風水害対策編の450頁参照）

上記、第32節・第33節については、「第２編 風水害対策編」の「第２章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（( ) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第34節　文教活動

教育委員会

第１　基本方針

小学校、中学校及び保育園は、多くの児童生徒及び園児を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。

第２　活動の内容

１　警戒対策

東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、学校長は、村教育委員会と協議し、必要に応じて休校等を決定し、次の措置をとる。

⑴　授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童については教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

⑵　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨をＣＡＴＶ、防災行政無線、その他確実な方法で児童生徒に徹底させる。

２　児童生徒に対する避難誘導

学校長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

⑴　校庭等への避難誘導

ア　被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭などあらかじめ指定した安全な場所へ誘導する。

イ　全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出に当たる。

⑵　避難所への避難誘導

ア　学校が危険になった場合は、村長の指定する避難所（**資料６－１**）に児童生徒を誘導する。

イ　保護者にはあらかじめ避難所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ　避難所に到着次第、速やかに児童生徒の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連

絡する。

⑶　児童生徒の帰宅、引渡し、保護

ア　児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ　災害の状況及び児童生徒の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

3　応急教育計画

⑴　村教育委員会の対策

村教育委員会は、県教育委員会の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア　学校施設・設備の確保

㈠　学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

㈡　学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ　教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ　学校給食の確保

㈠　学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

㈡　災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

⑵　学校長の対策

学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア　被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ　教育活動

(ｱ)　災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(ｲ)　被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ｳ)　避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。

(ｴ)　授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ　児童生徒の健康管理

(ｱ)　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(ｲ)　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ　教育施設・設備の確保

(ｱ)　学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(ｲ)　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

4　教科書の供与等

(1)　教科書の供与

村教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2)　就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

5　保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1)　臨時休園等

ア　村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。

イ　園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ　園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

(2)　避難誘導

ア　村は、園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。

イ　園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全

に指定避難所へ避難させる。

ウ　園長は前記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合、園長は、速やかに村に報告する。

エ　園長は、避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

⑶　被害状況調査及び復旧

ア　村は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

イ　園長は、施設の被害状況を速やかに村に報告する。

⑷　応急保育

村は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

第35節　飼養動物の保護対策　（第２編 風水害対策編の473頁参照）

第36節　ボランティアの受入れ体制　（第２編 風水害対策編の474頁参照）

第37節　義援物資、義援金の受入れ体制　（第２編 風水害対策編の476頁参照）

第38節　災害救助法の適用　（第２編 風水害対策編の477頁参照）

上記、第35節～第38節については、「第２編　風水害対策編」の「第２章　災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第１節　復旧・復興の基本方針の決定（第２編 風水害対策編の551頁参照）

第２節　迅速な原状復旧の進め方　（第２編 風水害対策編の552頁参照）

第３節　計画的な復興　（第２編 風水害対策編の554頁参照）

第４節　資金計画　（第２編 風水害対策編の555頁参照）

第５節　被災者等の生活再建等の支援（第２編 風水害対策編の556頁参照）

第６節　被災中小企業等の復興　（第２編 風水害対策編の558頁参照）

上記、第１節～第６節については、「第２編　風水害対策編」の「第３章　災害復旧・復興計画」中、それぞれ対応する節（(　) 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、**「風水害」を「地震及び震災」**に、**「風水害に対する安全性」を「耐震性」**にそれぞれ読み替えて適用するものとする。